

公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和 7 年 5 月 1 5 日

相双地方振興局

委託業務名	相双地域の魅力戦略的情報発信事業（モニターツアー）実施業務
質 問 事 項	
質問の内容 募集要領 3（10）「プロポーザル実施日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。」について 〇〇年に××市発注の事業において、4 社（A 社、B 社、C 社、D 社）が談合をしたため、当社（D 社）を含めた 4 社は公正取引委員会により排除措置命令を受けております。当社は、本プロポーザルへの参加は可能でしょうか。	
回 答 事 項	
独占禁止法違反による参加資格制限については募集要領 3（3）に規定されており、県入札管理課、財産管理課、施設管理課、農林計画課、入札用度課のホームページで公開されている入札参加資格制限情報に掲載されていなければ参加可能です。なお、募集要領 3（10）は「入札参加資格制限措置要綱」に定めのない法令違反を指しております。 ・ 入札管理課 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-94.html ・ 財産管理課 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135c/nyusatsu-seigen.html ・ 施設管理課 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135d/nyusatsu-seigen.html ・ 農林計画課 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/shinrinseibigyomunyuusatsuseido.html ・ 入札用度課 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015c/shimeiteishi.html	